

納税は市民の義務です

滞納は見逃しません！

市民の皆さんに納付していただいている市税は、毎日の生活に密着した行政サービスを推進し、健康で安心して暮らせるまちづくりのための貴重な財源として使われます。

市税が納期限内に納付されない場合は、督促状により納付のお願いをしています。さらに、電話や文書などによる催告をしても、なお納付がされない場合は、滞納者に対して財産の差押等（滞納処分）が行われることがありますので事情等により納税することが困難な方は、速やかに収税課へご相談ください。

<納期限内納付にご協力を！>

市税の納付は、納期限内に自主納付することが原則ですので、「納期限内の納付」に、ご協力をお願いします。

<納税困難な方は納税相談を！>

病気や失業、生活困窮など、やむを得ない事情により納付が困難な方は、ぜひご相談ください。（電話での相談も受け付けています。）

<税の公平性を保つための滞納処分>

滞納処分は、法律の規定に基づいて行われます。

市では、納期限内に納付されない方に対して督促状を送付し、催告書、電話、訪問などにより自主納付をお願いしています。しかし、再三の催告にも応じず納付相談の連絡もない、納税に著しく誠実を欠く滞納者に対しては、納付している方との公平性を保つため、財産の差押えを行います。

差押えの対象は、不動産、預貯金、給与、国税還付金、生命保険、動産などです。差押えた財産は、滞納している市税に充てられます。

また、差押えた不動産や動産はインターネットによる公売を行っています。インターネット公売の情報は、山武市ホームページに随時掲載してお知らせします。

山武市の差押え執行件数

単位：件

財産の種類	20平 年成 度	21平 年成 度	22平 年成 度
不 動 産	7	11	13
預 貯 金	58	59	37
給 与	3	18	19
国 税 還 付 金	57	21	26
生 命 保 険	23	10	27
そ の 他	21	14	1
合 計	169	133	123

<市税以外の収入も滞納処分の対象>

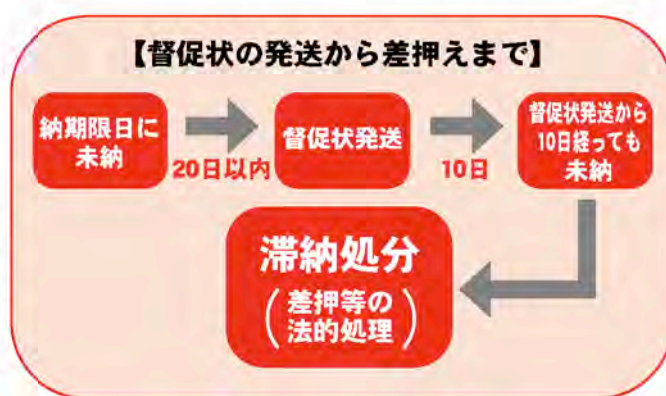
市税のほか、国民健康保険税も市税と同様に滞納処分が行われます。

<延滞金が発生します>

市税を納期限までに納めた方との公平性を保つため、本来納付すべき税額に延滞金を加算して納めていただくことになります。

延滞金は、納期限まで市税を納付しないと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて算出されます。

納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から14.6%（最初の1ヶ月間は4.3%（平成23年中））の法定利息が加算されます。



行政サービスの受給要件に市税などの完納要件を設けています

市では、行政サービスの受益と負担の公平性を確保するため、一部の行政サービスの受給要件に市税などの完納要件を設けています。

問 収税課特別整理係 ☎(80) 1152